

## 北本市少年野球連盟表彰規定

(趣旨)

第1条 この規定は、北本市少年野球連盟規約第11条に基づき定めるものである。

(目的)

第2条 本規定は、北本市の少年野球に貢献し、その功績が顕著なもの及び優秀な成績をおさめたものを表彰するものである。

(賞の種類)

第3条 賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 最優秀選手賞
- (2) 最優秀投手賞
- (3) 敢闘選手賞
- (4) 優秀選手賞

(選考基準)

第4条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 最優秀選手賞は、少年野球大会の優勝チームで最も活躍した選手を1名。
- (2) 最優秀投手賞は、少年野球大会の優勝チームで最も活躍した投手を1名。
- (3) 敢闘選手賞は、少年野球大会の2位及び3位のチームで、上記(1)(2)の選手を除いて、最も活躍した選手を各1名。
- (4) 優秀選手賞は、少年野球大会で上記(1)(2)(3)の選手を除いて、活躍した選手を各チームから1名。

(受賞資格)

第5条 受賞資格は、市内のチームに所属する選手及び北本市少年野球連盟(北本市スポーツ少年団野球部会)が主催・主管する少年野球大会に参加する市外のチームに所属する選手とする。

(受賞者の選考)

第6条 選考の次期は、次のとおりとし選考委員会において選考する。

- (1) 第3条(1)(2)(3)(4)の該当者については、大会期間中に選考する。
- (2) 選考委員は、会長、理事長、審判長、企画部長、運営部長及び記録部長とする。

(表彰)

第7条 表彰は、賞状授与を旨とし賞品を加授することができるが、賞状を省略して賞品のみとすることも可とする。

(表彰日)

第8条 表彰は、第3条(1)(2)(3)の該当者については閉会式、(4)の該当者については閉会式又は、所属チームが敗者となった時に行うものとする。

(規定の変更)

第9条 本規定の変更は、理事会の同意を得るものとする。

附則

この規定は、平成17年4月3日から施行する。

平成21年2月22日 一部改正